

## 今週の専門用語

### 雇用確保要件

事業承継税制では、適用要件の1つに雇用確保要件がある。現行は、5年間8割以上雇用を確保する必要がある。たとえば、5年間のうち、1年間でも8割を下回るケースがあれば、その時点で事業承継税制の適用が取り消され、納税する必要がある。しかし、平成25年度税制改正では、5年間平均で8割以上確保すればよいことに見直される。仮に8割を下回った年があったとしても、5年経過後に平均して8割を上回っていれば、事業承継税制の適用の取消しはないことになる。

### 読み替え規定

条文の中のある用語を他の用語に置き替えた上で、その条文を読ませるもの。法令をシンプルにする機能がある。同様の機能を持つものに準用規定があるが、ある規定をそのまま準用すると不都合が生じる場合には、準用元の条文の一部の用語を別の用語に入れ替える読み替え規定が置かれることになる。例えば、外国法人の申告、納付、還付等について規定した法人税法145条では、内国法人に関するこれらの規定を準用した上で、内国法人向けの用語を外国法人向けに読み替える規定を置いている。

### 一の調査の区分

平成23年12月改正における税務調査手続法定化を受けて、国税庁は調査手続通達を制定。同通達は、同一課税期間の法人税の調査について移転価格調査とそれ以外の部分の調査に区分する場合において、納税義務者の事前の同意があるときは、一の納税義務に関してなされる一の調査を複数に区分して、事前通知や調査終了の際の手続に係る規定を適用することができるとしている(3-1(4)イ)。この取扱いは、納税義務者の負担を軽減する観点から定められているもの。

### From 編集室

◆小規模宅地等の特例や金融商品税制など実務家の注目を集めていた政省令が5月31日に公布された。これにより平成25年度税制改正に関する政省令が出揃った格好だ。◆通常、政省令は3月末に公布される。ただ、今年度は大綱決定が1か月強遅れたため、施行日が平成26年以降のものが後回しにされた。◆この政省令公布の前日、財務省は平成25年度税制改正の立法ミスを発表した。異例ともいえる立法ミスであるが、政権交代の影響で新たな税制が急遽大綱に盛り込まれるなど、法案作成中の財務省職員の激務ぶりは容易に想像できる。担当職員を責めるのは酷であろう。(SAK)

週刊T&Amaster 第502号  
2013年6月10日発行(毎週月曜発行)

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21  
〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社  
〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525  
記事内容 (03)5281-0020 [ta@lotus21.co.jp](mailto:ta@lotus21.co.jp)